



2017. 2.10 No.21

発行 泊原発の廃炉をめざす会

〒060-0808

札幌市北区北8条西6丁目2-23-806

TEL 011-594-8454

FAX 011-594-8455

URL <http://tomari816.com>

E-mail info@tomari816.com

郵便振替口座 02790-1-100850

第19回 法廷だより

2016年11月29日、第19回口頭弁論期日が札幌地裁で開かれました。

雪のちらつく中
傍聴席も満員

2016年11月29日午後3時30分より札幌地裁で、第19回口頭弁論期日が開かれました。雪のちらつくあいにくの



天気でしたが、傍聴席も満席となりました。

今回の期日では、原告側から準備書面(20)と、準備書面(21)を提出し、被告からは11月21日付けの準備書面(新たな基準地震動とクリフエッジとの関係について回答する書面)が提出されました。

準備書面の口頭要旨説明

続いて、原告準備書面(20)について、菅澤弁護士から説明をしました。泊原発3号機の新たな基準地震動策定にあたり、岩手・宮城内陸地震の観測記録が用いられているところ、被告は強い地震動を記録した一部の観測地点のデータを除外しています。本準備書面では、図表を示しながら、

その除外の不合理性を指摘しました。

裁判所に向けてはモニターでプレゼンテーションをしたのですが、法廷のモニターは傍聴席からは見づらい位置にあるため、今回はプレゼンテーション資料を印刷したものを配るやり方を試みました。

さらに、原告準備書面(21)について、市川弁護士から説明をしました。福岡高裁宮崎支部平成28年4月6日決定では、一般論で、事故の場合の避難計画が存在しない場合などには、再稼働の差止が認められるとしていました。この一般論やIAEAの国際基準も引用しつつ、本件では泊原発の半径30km圏外では避難計画が存在しないに等しいことから、泊原発の運転の差し止められるべきであることを主張しました。

原告意見陳述

今回の主張内容についてのやり取りが終わった後、原告の蔵田伸雄さんが意見陳述を行いました。

蔵田さんは北海道大学で倫理学等を教えてきた方で、北電という一企業が道民を不当に高いリスクにさらし、利益のための手段にすることが倫理的に見て許されないとして、泊原発を廃炉にすべきであることを訴えました。(意見陳述の内容は2ページ。)

今後の予定ほか

今回は、被告から反論がなされる予定です。被告は、原告の今回の基準地震動関係の主張には反論するようですが、避難計画関係の主張には反論するかどうかも含めて検討することでした。

次回期日は、2月28日(火)午後3時30分からです。(なお、次々回は6月13日(火)午後2時00分と予定されています。次々回は時間が変わりますのでご注意ください。)

次回もたくさんの方に傍聴においでいただき、ともに廃炉への意志を表明していきたいと思います。

(文責・竹信航介)

次回口頭弁論

2017年2月28日(火) 15:30から

6月13日(火) 14:00から 場所/札幌地方裁判所

原告意見陳述

原告 蔵田 伸雄

蔵田伸雄と申します。北海道大学で倫理学や科学技術倫理、生命倫理等を教えています。今日は原告の一人として、私が泊原子力発電所を廃炉にするべきだと考える理由を述べさせていただきます。

北海道電力という企業

現在、福島第一原子力発電所の事故などまるでなかったかのように、泊原子力発電所の再稼働に向けた準備が進められています。しかしそれに対しては強い不安と憤りを感じています。そもそも北海道電力という企業に、原子力発電所を責任をもってコントロールできるだけの十分な能力があるとは思えません。9月18日に開催された、北海道電力による泊原子力発電所再稼働に関する説明会に私も参加いたしました。北海道電力の説明を聞いて絶望的な気分になりました。北海道電力

という企業には、原子力発電所を管理できるだけの十分な技術力も経験もなく、地震や活断層に関する十分な科学的知識もなく、放射能の健康に対する影響に関する十分な医学的知識もないと感じました。泊原子力発電所を稼働させることは、北海道電力という一企業がその利潤のために多くの道民を危険にさらす極めて無責任な行為です。これは企業倫理の観点から見て重大な問題だと思っています。

原発で得られる電力の必要性は

市民にとって電力やエネルギーが必要であるとしても、それが原子力発電所から得られる電力である必要はありません。ドイツではすでに、すべての原子力発電所を止めるという決定がなされ、多くの原発が廃炉の手続きに入っています。世界的に見れば原子力発電関連産業はすでに時代

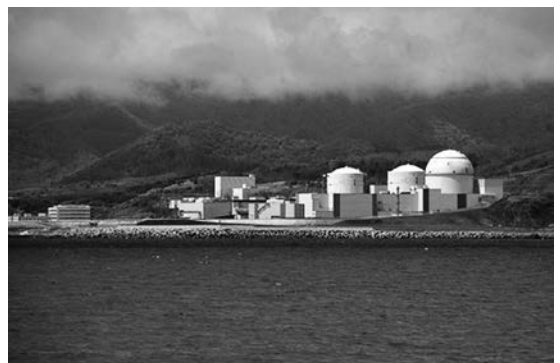
遅れの産業です。世界がすでに風力や太陽光といった再生可能エネルギーにシフトしている状況の中で、電力の安定供給や温暖化対策の名の下に原子力発電所を使い続けることは、時代錯誤的で欺瞞的な行為だと言わざるをえません。

原発による電力のリスク

すでに北海道では多くの消費者が北海道電力以外の企業から電気を購入しています。そういった市民は北海道電力という企業から直接利益を受けることなく、一方的にリスクのみを課されています。リスクにさらされる側の人間に何ら利益のないままに、さらに本人の了承もないままリスクを課することは、それがわずかのリスクであっても許されることではありません。そして泊原子力発電所の事故のリスクは決して小さいものではないのです。

仮に泊で事故が起これば、福島で起こったように北海道でも何万人、何十万人という人々が住まいを失うことになるでしょう。私も含めて札幌に住む人も札幌に居住できなくなる可能性があります。原子力発電所の事故はその周囲に住む人々の土地や家、つまり故郷や、職場や学校を奪い、家族や友人を引き裂き分断します。そこでは人々のささやかな幸福が容赦なく奪われていきます。それをお金で償うことはできません。その罪を問われた時に、その責めを引き受ける覚悟が北海道電力にあるのでしょうか。

またこのような被害は不可逆的な、とりかえしのつかないものです。不可逆的な被害をもたらす可能性があるような状態に他者を置くことは、それがわずかの可能性であっても道徳的な責任を問われる行為です。



倫理的に見ても

私の研究テーマの一つはカントという18世紀のドイツの哲学者の倫理学です。そのカントの倫理学の内容を一言で言うと、人間の尊厳を尊重し、決して他者を自らの利益のための単なる手段としてはならない、ということです。

泊原子力発電所を稼働させることは、北海道電力という一企業が多くの道民を不当に高いリスクにさらし、利益のための手段とするということです。これは倫理的に見て決して許されることではありません。

札幌に在住する一人の市民として、泊原子力発電所を廃炉にすることを強く要求いたします。裁判長、私たちは福島第一原子力発電所の未曾有の事故を経験した21世紀の日本に生きています。原子力発電所を止めることは、人類の歴史の中でそのような私たちに課された使命です。どうか、そのことを深く心に受け止め、泊原発を1日も早く廃炉にする判決を下していただきたいと思っています。

泊原発の事故と 避難・防災計画の不備



住民に対する 具体的危険性とは

皆さんは、昨年、福岡高裁宮崎支部が川内原発の再稼働問題について、申立人ら（住民）への具体的危険性がないから再稼働は認められるとした決定のあったことはご存知のことと思われる。ここでは再稼働問題については住民に具体的危険性が迫っていないと判断することはできないという判断であるが、この具体的危険性は、例えば地震動などの関係では、審査基準の合理性、規制委判断の合理性の有無がまず問題となり、国が設置した規制委が作った

審査基準やそれに基づく規制委の適合性審査が通った以上は、住民側がその具体的危険性を立証しなければならぬ、とした。これは今後も裁判所の判断の基本的な枠組みになると思われるところである。

ただ、この裁判所の判断枠組みは、避難・防災計画の不備には当てはまらない。なぜなら避難・防災計画は地方自治体で作るもので規制委の判断の外の問題だからである。宮崎支部は、そこでこの避難・防災計画については、「なにに等しい」場合には、住民の具体的危険性が認められ、再稼働の差し止めは認められると判断した。

「避難・防災計画がないに 等しい」という基準

そこで、私たちは、前回の裁判では、この避難・防災計画問題に絞って、その主張を展開した。宮崎支部は、この

避難・防災計画について、「単に合理性や実効性がないというだけでは足りず」「避難・防災計画がないに等しい場合」に差し止めを認めるという非常に厳しい基準を立てている。この違いは明確ではないが、例えば泊原発で言うところの「吹雪の中では道路が封鎖される」など具体的な不合理性だけでは足りない、と言っているように見える。しかしその区別は難しく、今後の裁判所がどのような基準を立てるか注目するところである。

しかし、明確に宮崎支部が言っているのは「避難・防災計画がないに等しい」場合はダメだと言っている点である。私たちは今回のこの点に集中して主張を展開し、北海道の避難・防災計画はないに等しい」ということを論証した。

避難計画の 不備と矛盾をつく

具体的には、IAEAは住民が放射線を浴びることのないよう避難計画が出来なければ

ならないと定めているところ、30キロ圏外については、全く避難計画がないことをあきらかにした。30キロ圏内の住民が避難を開始するのは、地上1メートルで500マイクログラム／hの放射線量が観測された場合だ。ところで、これだけの放射線物質は春のそよ風程度の風の場合には、3時間ほどで30キロ圏外にたどり着く。つまり30キロ圏内の住民が避難を開始して3〜4時間経過すれば、30キロ圏外の住民も避難しなければならない状況になる。しかし避難計画・防災計画では、30キロ圏内の住民は札幌市などに移動して、そこにとどまる以外の計画はなく、札幌市民に至っては「屋内退避」しか定められていない。

今回は、この矛盾と札幌市民など30キロ圏外の住民を含めると避難計画・防災計画は、全く存在していないことを明らかにしたものである。これは宮崎支部という裁判所の判断を前提とした主張なので、裁判所へもかなり説得力があったものと考えている。

（弁護士団長・市川守弘）

出前講座します

「泊原発の廃炉をめざす会」では、時間の都合がつく限り、各地で出前講座を開きます。原発に関する学習会に「廃炉の会」から講師を派遣し、分かりやすく説明いたします。

学習会のテーマ例：原発訴訟について。核ゴミについて。避難計画についてなど。

講師料は無料。少人数でも対応可能ですので、お気軽にお申し込みください。

◎お問い合わせ・お申し込み 泊原発の廃炉をめざす会事務局まで

賛同金・カンパ金のお願い

今年度会計の賛同金は1,212,600円、カンパ金は1,429,200円、合計2,641,800円（12月末現在）となっています。ありがとうございます。

今年度予算は450万円となっておりますので、引き続きみなさんのご協力をお願いいたします。ハイロニュースに振込用紙を同封しております。賛同金、カンパ金のお振込にご利用ください。

口頭弁論報告会

第19回口頭弁論期日の11月29日は、寒さと雪で大通り集合人数がこれまでより少なく気を揉みましたが、傍聴希望者は66人で抽選となり、5人が抽選外れ、61人が傍聴しました。報告集

会は前回(8月9日)に比べより多い55人の参加がありました。参加者アンケートによると、裁判進行の難解さを指摘する声と共に、報告集会での弁護団の解説が非常に好評で「傍聴が楽しくなってきた」「だから必ず参加します」という感



想や、「傍聴に参加する機会を通して勉強できるような配慮」を引き続き求める意見がありました。

当日は気温0度、小雪の降る中、32人が大通り公園に集合し、午後2時40分、揃って裁判所に入りしました。口頭弁論と並行して北海道高等学校教職員センターで行われた集会には11人が参加し、原発関連の映像を視聴しました。引き続き同会場で行われた報告集会は、小野有五共同代表の進行で午後4時30分に始まり、午後5時30分に終了しました。

集会ではまず、11月18日に74歳で亡くなられた事務局長・森山軍治郎さんへ1分間の黙祷が捧げられました。1988年8月に提訴した5万人原告団による泊原発差し止め訴訟原告代表の一人でもあった故・森山さん。集会後参加者からは、原発の一貫した歩みへ(黙祷の時間で)心を

一つにでき、慰められた」という感想が寄せられました。

次に、冒頭挨拶に立った常田益代共同代表は、泊原発再稼働阻止は緊急の重要課題であるとし、広く全道市民に呼びかける「泊原発を再稼働させない北海道連絡会」(仮称)結成に向けた取組みを報告しました。弁護団からは市川、菅澤、難波、竹信の4人の各弁護士が出席。準備書面について、基準地震動の問題を菅澤弁護士、避難計画の問題を市川弁護士が再稼働阻止に向けた運動と関連付けながら解説しました。

会場からの質疑では、全国での廃炉訴訟の裁判状況と判決見通しや使用済み核燃料と避難計画に関連する質問、傍聴環境の改善(裁判所のモニター画面を傍聴席から十分に見える位置に設置する等)を求める要望、また11月14日実施された原子力総合防災訓練現場の様子について情報提供などがありました。

(事務局・志堅原郁子)

ニュース発送作業の取り組み

―事務局長の森山軍治郎さんを偲びつつ―

廃炉の会事務局長の森山軍次郎さんが11月18日にご逝去されました。謹んで哀悼の意を表します。

森山さんは2014年6月に事務局長に就任されて間もなく病気が発見され、治療されながらの活動でした。森山さんが10数人参加の事務局会議に初めて出席された日に、弁護団71人へのニュース発送をしました。その直後の口頭弁論報告会で森山さんがこの作業に触れながら「事務局は縁の下で力持ち、この事務局の活動が廃炉の会を支えている」と評価してくださったことに、これまでの活動が報われた思いでした。以後、年4回のニュースに同封する文書の印刷時も、発送作業も必ず参加し、皆さんとともに地を這った活動をされました。まさに、事務局の大きく頼もしい拠り所でした。

ところが、8月2日の第19号発送作業では森山さんも含め17人でした。会員のメーリンググでお手伝いを呼びかけたところ、24人の方が協力を申し出て下さいました。11月11日の第20号の作業は26人になりました。森山さんの代わりに「そらちの会」からは4人も駆けつけて下さいました。初めてネームプレートを付けて作業し、終了後にみなさんで自己紹介をしました。「こんなに大変な作業と知り、すっかりニュースを読むと思う」「代わりの参加ですが入会します」など嬉しい発言が相次ぎました。会員と力を合せて作業に取り組み事務局一同が勇気付けられ、明日への活動の展望を見出すことができました。森山さんも喜ばしいことと見守ってくださいていることでしょう。

(事務局・岡安聡子/富田素實江)



在りし日の森山軍治郎さん

原子力防災訓練を視察して

2016年11月13日・14日の2日間に渡って、国と北海道の合同で行われた、今年度の原子力防災訓練の模様を報告します。

結論から言いますと、予め用意された台本を忠実に演じることが訓練の主目的であって、最も重要であるはずの「住民を安全に避難させられるかを検証する」ことは無視されていると感じました。

それを感じさせるのが、当日、どういう災害でどんな被害が起こったかという想定です。時系列で追っていきます。

11月13日

● 4時30分

北海道南西沖地震（M7.8、泊村で震度5強）発生（早朝に地震が発生したという想定で、8時30分から訓練を開始している）

● 4時32分

大津波警報発令、国道229号通行止め

● 4時45分

JR函館本線、運転見合せ

● 4時51分

泊原発3号機自動停止

● 6時30分

神恵内村・珊内地区、津波の被害により道路（国道229号）が寸断され、孤立する。

● 10時30分

大津波警報を津波警報に切替

● 10時50分

泊原発3号機、非常用炉心冷却設備作動

● 13時00分

津波警報を津波注意報に切替

● 14時50分

泊原発3号機、原子炉への冷却が不能となり、全面緊急事態となる。原子力緊急事態宣言発令

● 16時00分

1日目の訓練終了

● 17時00分

津波注意報解除、国道229号は神恵内村・珊内地区を除き通行止め解除

11月14日

● 8時30分

訓練再開（前日の原子力緊急事態宣言を受けて、11月13日16時00分現在という仮定で訓練再開。周辺住民の避難訓練が主となる）

まず、13日の早朝に地震が発生し、大津波警報が発令されたにもかかわらず、当日の夕方には、道路は一部区間を除いて通行可能になるという想定が、果たして現実的なのでしょうか。

また、この日、実際に訓練が始まったのは午前8時30分です。午前4時30分に地震発生と想定しているのに、なぜリアルタイムで訓練を行わないのでしょうか。

もう1点、ここが最も疑問なのですが、13日の原子力緊急事態宣言発令後、16時で訓練は中断し、周辺住民の避難は翌14日に行われていきます。

しかし、災害というのは時々刻々と進行するものであって、その中で原子力発電所の事故に対応しつつ、住民を安全に避難させられるかどうかを検証しなければ、訓練の意味はありません。現実には即した訓練であるとは、到底言えないでしょう。

周知徹底されず、地元住民も実効性に疑問

2日目に神恵内村で行われ



道の駅スペースアップル・よいち（避難退域時検査場所）にて、泊村から学童を乗せて避難するバス。マスクは着用していない。この後、トイレ休憩だけを済ませて走り去っていった。



神恵内村・珊内地区にて行われたヘリ避難訓練。冬の積雪時において、ヘリの離着陸は可能なのだろうか？

た孤立集落住民のヘリコプター避難訓練では、ヘリの轟音に驚いた近隣住民が「何事か」と外へ飛び出し、私の説明で初めて、訓練を行っていることを知ったというエピソードがありました。

また、この日の天候は快晴で風も穏やかでしたが、冬季の神恵内村は、雪と強風でヘリが飛ぶには非常に厳しい環境になります。ある地元の男性は「こんな天気の良い日にやったって駄目だ」と、訓練の実効性に疑問を抱いています。

都合の悪いことは想定しない？

私は昨年の2月5日にも、冬季の暴風雪を想定した原子力防災訓練を視察しました

が、ここでも想定は「暴風雪により外部電源・非常用電源ともに喪失し全面緊急事態に進展するが、後に非常用電源が復旧し、放射性物質の放出までには至らず事態は収束」という、実に都合のいいものでした。

現に昨年の2月29日から3月1日にかけて、後志地方を暴風雪が襲い、事故や通行止めが各地で発生し、交通機関も麻痺する事態となったのですが、そこで原発が過酷事故に至るケースを想定しないというのは、「原発の再稼働ができるようになるから、都合の悪いことは想定したくない」という、国や電力会社の本音が出ている気がします。

（文責・公平孝一）

「泊原発を再稼働させない北海道連絡会」 結成準備会の報告

世話人 川原茂雄



北海道民の生活と生命の安全確保を一点として、知事に泊原発の再稼働を認めさせないことを目的とした、幅広い道民によって作られる北海道連絡会を結成しようと、泊原発の廃炉をめざす会・後志原発とエネルギーを考える会・Shut泊の三つの団体の呼びかけによって、昨年11月21日と、今年1月21日に、結成にむけての準備会が札幌市内で開催されました。1月21日の準備会には、道内各地から26団体37名が参加されました。連絡会の主な活動としては、①連携連絡・情報交換体制の確立（メーリングリス

ト等）、②自治体、道議会、知事などへの要請行動、③道民への世論喚起（集会・学習会などの開催、チラシの作成配布、署名活動など）が考えられています。今後は今回の準備会で決められた幹事団体からの幹事による幹事会で、組織や方針の基本案を検討して、次回の準備会（3月19日を予定）で、今年4月の結成をめざして話し合いをすることが決められました。泊原発の廃炉や再稼働阻止のための全道的な連絡組織は、これまで何度か結成の動きがありました。が、広域にわたる北海道の地域性からの難しさもあり、実現出来ていませんでした。しかし、迫り来る泊原発の再稼働の動きを、なんとかしてでも阻止するためには、全道的な活動の連携と道民世論の盛り上がりは不可欠であり、なんとしてでも今回の連絡会については結成にこぎつきたいと思っています。全道の皆さんのご支援とご協力をお願いします。

活動報告 十勝連絡会

十勝連絡会は、2016年11月26日に、講演会と総会を行った。

講演会は、市川守弘氏（泊廃炉訴訟弁護団長、泊原発の廃炉をめざす会共同代表）を講師に、「全国における訴訟の現状と泊原発再稼働阻止に向けて」の演題で行った。

裁判の争点として、規制委員会の判断基準の合理性・判断の合理性や避難計画がある。再稼働阻止に向けて、道民の命と健康を守ることが仕事である高橋知事に対して、大きな道民世論を作って知事を動かすことが重要であると話した。参加者は60名。

その後、総会を行い、活動のまとめ、経過報告、会計報告、会計監査報告、新年度活動方針、「泊原発の再稼働をさせない北海道連絡会」（仮称）への参加が承認された。役員は全員留任で承認された。

追悼 森山軍治郎さんを偲ぶ

森山軍治郎さんは、去る11月18日、74歳で亡くなりました。2013年に事務局長になってくださった翌年に喉頭がんが見つかりましたが、廃炉の会の活動を優先され、抗がん剤を拒否、放射線治療も最小限に抑えられ、最後まで会のために尽くしてくださいました。私たちも軍治郎さんのこうした熱い遺志を受け継いでいきたいと思っています。軍治郎さん、ほんとうにありがとう！（共同代表・小野有五）

お知らせ 第20回 口頭弁論

2017年2月28日（火）15:30～

札幌地裁（札幌市中央区大通西11丁目）

集合 14:40 大通公園西11丁目

集会 15:20～ 傍聴抽選に外れた人対象

報告会 16:30～17:30

開場 北海道高等学校教職員センター（南大通西12丁目）

イベント 忘れない3.11講演会

日時 2017年3月11日（土）

13:30～15:50（開場13:00～）入場料500円

会場 共済ホール（札幌市中央区）18歳以下無料

講演者 鎮魂の調べ 演奏 小林佳奈（ヴァイオリン）

元内閣総理大臣 小泉純一郎

主催 泊原発の廃炉をめざす会

さようなら原発1000万人アクション北海道

フクシマを忘れない！さようなら原発北海道集会

日時 2017年3月11日（土）10:00～ 終了後デモへ

会場 共済ホール（札幌市中央区）

アーサー・ビナード講演会

日時 2017年3月12日（日）13:30～

会場 釧路市民文化会館小ホール 資料代500円

講演会「原発ゼロの日本をめざして」

日時 2017年2月18日（土）13:30～ 資料代500円

会場 帯広市 とかちプラザ視聴覚室

講師 吉井英勝氏

（日本共産党元衆議院議員・元参議院議員）

主催 原発をなくす十勝連絡会